

### 3 「ねんきん定期便」とは

- ねんきん定期便「50歳以上の方用（はがき版）」表面（p.95）
- ねんきん定期便「老齢年金受給者の方用（はがき版）」表面（p.96）
- ねんきん定期便「全年齢共通」裏面（p.97）
- ねんきん定期便「50歳以上の方用（全期間再交付版）」（p.98～114）

「ねんきん定期便」（以下、定期便という）には、日本年金機構が把握している被保険者の国民年金や厚生年金保険の加入履歴、その加入履歴に伴う年金見込額などが記載されています。年金基礎番号は一人にひとつとされていますが、実際には年金手帳が2冊発行され、いずれも違う番号がふられているようなこともあります。また、数十年前に勤務していた会社が、社会保険制度に加入していると聞かされていたにもかかわらず、実際には資格取得の手続きがなされていなかったり、標準報酬月額を少なく届け出ているなど、社会的な問題にもなりました。

日本年金機構では、定期便を被保険者や年金の受給権者に郵送し、事業主側だけではなく、被保険者や受給権者である当事者に内容を確認してもらうことにより、正確な年金加入記録とすることになります。また、自分が老齢年金をもらう年齢となったときにどれくらいの年金額となるのかを見られますので、将来設計にも役立てることができます。万が一、定期便の記載内容で、たとえば年金加入期間に誤りを見つけた場合など、その旨を記載して返送できるようになっています。

平成19年12月から平成20年3月までの間、旧社会保険庁が、被保険者と年金受給権者に対して、「ねんきん特別便」（以下、特別便という）を郵送しました。これは、先述したとおり、年金記録について、旧社会保険庁でも確認できている年金記録以外に被保険者や年金受給権者の記録である可能性がある記録が別に見つかった場合に、特別便においてお知らせしたものです。

国民年金の第3号被保険者（被扶養配偶者）の手続きなどを、制度を知らない人たちが未届けという事例も多く見られたので、定期便や特別便によって確認することができるようになって、いざ、年金受給の手続きのときに記録の間違いに気づいて慌てる、ということが少なくなると思います。

定期便には、いくつかの種類があります。「50歳以上の方用（はがき版）」「50歳以上の方用＜再交付を受ける方＞」「50歳未満の方用＜35歳、45歳の方を除く＞（はがき版）」「35歳、40歳の方用」「老齢年金受給者であり現役被保険者の方用（はがき版）」「老齢年金受給者であり現役被保険者の方用＜再交付を受ける方＞」などがあります。ここでは、「50歳以上の方用（はがき版）」と「老齢年金受給者であり現

料 金 後 送 郵 便  
宛 先

必ずお読みください

「ねんきん定期便」です

差出人



千168-8505  
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
(※宛先不明の場合は上記にご送速ください)

ご住所は内面にあります。こちらへはがきでご返ください。  
宛に送られている時は、よく確かめからお返しください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されています。  
ご不明な点や記録ご「もれ」や「誤り」がある場合は、「ねんきん定期便-ねんきんネット専用ダイヤル」にご連絡ください。

照会番号  (照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間 (共济組合の加入記録は含まれませんので、各共济組合にお問い合わせください)

国民年金 第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間 (未納期間および同月以内での重畳加入期間を除く)が必要です。

2 老齢年金の見込額 (見込額は、ご自身の加入状況の変化や毎年の経済的動向など種々の要因により変化します。あくまで参考とってください)

基礎年金	特別支給の老齢厚生年金 (標準給付額)	特別支給の老齢厚生年金 (標準給付額)	特別給付金	特別給付金 (標準給付額)	老齢厚生年金	老齢厚生年金
円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円

※基礎年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。  
※本来の支給開始年齢で受給した場合は見込額を修正しています。支給開始年齢を繰り上げて (繰り下げ) 請求した場合は、年金額は異なります。  
※厚生年金基金から支給される額を除いて計算しています。  
※老齢年金の見込額は必ずしも支給されない場合があります。ご自身の年金加入期間のみでは300月に達しない場合などです。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険 (厚生年金被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 (国民年金・厚生年金保険合計)	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を合計し、納付は割引額を除き、進捗加算額を加算して計算しています。  
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬 (月) 額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。  
・被保険者と、事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。  
・厚生年金基金加入期間には、負担保険料 (事業主が厚生年金基金に納付する保険料額) を除き、計算しています。  
(※「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金配額をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」(裏面参照) をご利用ください。



※このマークは、音声コードです。  
目の不自由な方には、お一人おひとりの年金記録に関する情報を、苦慮で聞くことができます。